

予算特別委員会記録

○日 時 令和3年12月3日 午前9時30分～午後2時4分

○場 所 議 場

○出席委員

11番 中 原 重 信 委員長	7番 吉 松 幸 夫 副委員長
2番 眞 茅 弘 美 委 員	3番 上 迫 正 幸 委 員
4番 沖 園 強 委 員	5番 禰 占 通 男 委 員
6番 城 森 史 明 委 員	8番 豊 留 榮 子 委 員
9番 立 石 幸 徳 委 員	10番 下 竹 芳 郎 委 員
12番 東 君 子 委 員	13番 清 水 和 弘 委 員
14番 吉 嶺 周 作 委 員	議長 永 野 慶 一 郎

【議 題】

議案第55号 令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）  
 議案第56号 令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）  
 議案第57号 令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）  
 議案第58号 令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）  
 議案第65号 令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）

【審査結果】

議案第55号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
 議案第56号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
 議案第57号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
 議案第58号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
 議案第65号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

【採決日】

令和3年12月3日  
 令和3年12月3日  
 令和3年12月3日  
 令和3年12月3日  
 令和3年12月3日

午前9時30分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に中原重信委員、副委員長に吉松幸夫委員を選出]

**△議案第55号 令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）**

**△議案第65号 令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）**

○委員長（中原重信） 本委員会に付託された案件は、補正予算5件であります。

まず、一般会計の補正予算第7号と第8号を一括して審査したいと思います。

それでは議案第55号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）及び議案第65号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）の2件を一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第55号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,179万円を追加し、予算総額を162億1,186万3,000円にしようとするもので、当初予算額より7.3%の伸びとなります。

地方債の補正は、過疎地域持続的発展特別事業の追加と、過疎対策事業ほか3事業の変更によるものです。

なお、今回の補正では、過疎債ソフト分について、その名称を過疎地域自立促進特別事業から過疎地域持続的発展特別事業へと変更してあります。当初予算策定時には、新過疎法の名称、内容等が未定であり、昨年度までの法律に基づいて設定しておりましたが、今回、4月1日に施行された新過疎法に基づいた過疎計画も提出し、起債申請も行うことになり、12月時点で変更しようとするものです。

補正予算の主なものとしましては、事業進捗に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の減額と、健康カルテ改修事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、降灰防止・降灰除去施設等整備事業、農林水産施設の単独及び補助災害復旧費などをお願いしてあります。

今回の補正財源につきましては、県支出金2,905万6,000円、国庫支出金1,781万4,000円、繰越金793万9,000円、市債670万円、寄附金ほか111万3,000円の増と使用料及び手数料ほか83万2,000円の減で措置いたしました。

次に、議案第65号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,440万円を追加し、予算総額を163億4,626万3,000円にしようとするもので、当初予算額より8.2%の伸びとなります。

補正予算の内容は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業をお願いしてあります。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれた各種施策のうち、子育て世帯を支援する取組の一つとして、0歳から18歳以下の児童に対し、10万円相当を支給する施策について、そのうち可能な限り年内に支給することとされた5万円分を予算措置したものです。

システム改修等の事務費も併せてお願いしています。

今回の補正財源につきましては、国庫支出金1億3,440万円の増で措置いたしました。

以上、まとめて御説明いたしましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（中原重信） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 第7号の予算書の15ページですね、一般管理費なんですけど、例年ならいいでしょうか、通常この12月議会で、いわゆる1年に1回の人事院勧告を受けて、給与改定そういったものが提案されるんですね。今度は国会の関係で臨時国会等が秋にできなかった。

ただ人事院は8月10日ですか、その3年度の人事院勧告として、国家公務員ですね、月給は据え置く、ボーナスのほうを0.15月下げるということで勧告しているみたいなんですけど、その最近の何か報道というか、今年度のボーナスについては年度内じゃなくて、明けて6月に何か調整するかどうか、そういう報道が出ているんですけどね。現段階で当局のほうはこの給与改定についてはどういうふうに整理されているんですかね。

○総務課長（本田親行） ただいま9番委員からございましたように、令和3年の人事院勧告につきましては8月10日に行われ、一般職の月例給与を据え置き、ボーナスについては0.15月分を引き下げるという内容でございました。

令和3年11月24日に国家公務員の給与改定に関する取扱いについての閣議決定が行われ、同時に地方公務員の給与改定に関する取扱いについても、総務副大臣から通知があったところでございます。

地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期につきましては、国家公務員の取扱いを基本とするようにということで、要請されたところでございます。

国家公務員につきましては、人事院勧告制度を尊重して、民間への影響などコロナ禍の異例の状況下で国政全体の観点、また特に経済対策等政府の取組との関連を考慮しつつ検討を行った結果、勧告どおり期末手当の支払い月額を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については令和4年6月の期末手当から減額するということが決定されておりますので、それに国家公務員の取扱いと歩調を合わせるということで要請されておりますので、本市につきましても、基準日が12月1日ですので、引下げが行われる場合には11月30日までに条例改正を行って議決いただかないといけないところですが、11月30日に職員組合とも交渉を行いまして、人勧どおりの対応を取って調整時期についても令和4年の6月の期末手当から減額する方向で調整を行うということで妥結しているところでございます。

○9番（立石幸徳） ちょっと聞き取りにくいんですけど、いずれにしても、ちょっと簡潔に言いますと、先ほど私がちょっと申し上げたように、3年度分の、特に今度の12月賞与については明けて4年6月に調整するということが、こういう理解でいいんですか。

○総務課長（本田親行） 国家公務員の取扱いが9番委員がおっしゃったような取扱いになっておりますので、同様の取扱いを行っていくということで、6月の期末手当で調整を行っていくということになります。

○9番（立石幸徳） ちょっと気になるのは、年度を飛び越して調整するっていうことになるんですかね。そうしますと、例えば今年度で定年なり本市の職員で辞められる方、この方の12月賞与っちゃうのはどういう取扱いなんですか。

○総務課長（本田親行） 今9番委員がおっしゃったような来年6月の期末手当で調整した場合には、本年度末で退職する方の調整についてはどうするのかとかいったような課題があるということでは報道がなされておりますけれども、現在、国の取扱いの法案等が示されておられませんので、懸念されるその辺の調整がどうなっていくのか、今後の給与法の改正状況等を見極めて条例改正等も行っていきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） 俗にいう会計年度独立の原則等からしても、前年度分を調整して退職した方にもどういう形でその引下げ分をもらえるのかよく分からんですけれども、その辺についてはまたですね、今、総務課長が言ったように法律のほうもまだ定かじゃないということですから、できるだけ早く私どもにも、当然、退職者に限らず全職員あるいは特別職、当然議会の議員等にも影響することなんで、この点はできるだけ早めに教えていただきたいと思います。

○総務課長（本田親行） 退職者の取扱いについて6月に調整するということが決まっているわけでもなくて、どのような取扱いになっていくのかと、その辺も法案等も示されておらず、現段階では不明瞭であるということです。

また、特別職についても、国は一般職に準じた形で特別職の取扱いも行ってきておりますけれども、そこも法案が示されておきませんので、特別職の減額の率等についても現段階では分かっていないということでございますので、今後の給与法の改正状況等を見極めてまいりたいと考えております。

○9番（立石幸徳） その点については分かりました。

同じ15ページのですよね、文書費の関係で、この予算自体は例規整備支援業務が計上されているんですけれども、本市のこの文書全般についてですね、どういう取扱いがなされているのか、一昨日ですね、総務文教委員会で非常に疑問を感じましたので、文書費の関係で教えていただきたいんですが。

今度の議会の陳情第5号について、総務文教委員会の審査の中でですね、議会陳情に限らず、行政のほうにも要望なり陳情なりがその陳情者から来ているのかっていう私の質疑に総務課長が当初は来ておりませんという答弁だったんですが、その後、担当のほうから実際の文書を示して、総務課長のほうで訂正をしていただきました。

総務文教委員会では、当然、陳情の審査ですのですね、あんまり横道にそれるとまたおかしくなるんですけど、総務課長が最初、当局のほうにはそういった同様のたばこ組合のほうからの要望は来てないっっちゃうことだったけど、その文章は総務課長は決裁はしているんですよ。どうなんですか。

○総務課長（本田親行） 決裁しております。総務文教委員会のほうでもおわび申し上げました。

一旦、市長等に要望がなされていないということについてお答えしたことについては、大変申し訳なかったと思っております。

○9番（立石幸徳） 自ら決裁した文書を、それはいろいろね、いっぱいいろんな文書も総務課には来るでしょうし、忘れていたというようなことも私どもも全てにわたって決裁した文書を覚えていないということをとやかく言うつもりはないんですけど、これ11月17日、まだ2週間ぐらい前の文書ですよ、議会に来た。

そこで、この文書の取扱い、市民あるいは市民団体から寄せられた市役所への要望、陳情、当然、担当の文書係のほうでいろいろ決裁を関係課なり回すんでしょうけれども、この陳情5号と同様の文書はどのような形で決裁に回しているんですかね。

○総務課長（本田親行） ただいまの件につきましては、例年行われている要望でございまして、かねては直接、市長のほうと面会して要望を行うというような形を取っておりますけれども、今回は総務課の秘書広報係のほうで受付を行いまして、関係課に供覧を行って、市長まで決裁しているという形でございます。

○9番（立石幸徳） 関係課というと、たばこの関係でこれは農政課のほうになるんですか。

○総務課長（本田親行） 農政課であります。

○9番（立石幸徳） そうすると、議会への陳情第5号と同様のものが、総務課に限らず農政課のほうにも照会して決裁をしてもらうような形で文書が回るとる。

一般的に、いろんな文書の決裁ってというのは、金額の関係もあるんですけども、全てが市長

決裁まではいかないと思うんですけども、その決裁をどういう形でされるかっていうのはどこが判断しているんですか。

○総務課長（本田親行） 全ての文書が総務課に来るわけではございませんので、文書規程等に基づいて各課が判断して供覧もしくは決裁区分を設けております。

○9番（立石幸徳） 先ほどから総務課長が言うように、陳情第5号議会用ですね、同様文書は当然、市長決裁になっているっちゅうことで、副市長もこれは決裁しているんですか。

○副市長（小泉智資） 私も決裁をしております。

○9番（立石幸徳） 副市長にもう一点聞きますけど、総務文教委員会の当日ですよ、総務課長が、この文書は来ておりませんと、その同様の文書は。副市長はそれを聞いてどういうふうと考えられたんですか。

○副市長（小泉智資） 総務文教委員会の件につきましては、実際の陳情書の形で添付されているものと、それから私が見たものちょっと申請者の順番とかがいろいろ変わってしまいましたので、同じ日に出たのかっていうことに対しては、これ違うよねという判断をしました。

○9番（立石幸徳） おかしいですよ。それは後もってですよ、総務課長が来ておりますって言った。そして、担当のほうはその文書を示したじゃないですか。副市長も違うなというような判断というのは実におかしいですよ。内容的には全く一緒のことですがね。私は後で総務課長にこの文書が議会に来たのと全く同様ですかと言ったら、そのとおりですと答えたんですよ。

○副市長（小泉智資） 委員のおっしゃっている同じだったじゃないかということに関しましては、訂正をいたしましたので、そのとおりだと思います。

○9番（立石幸徳） 私がいろいろ状況を確認しているのはですよ、総務課長も副市長も決裁をしている文書がな、最初の質疑に来ておりませんっていうような答弁に結びつくことが、本市の執行部で一体全体その文書をどういうふうに取り扱っているのか、非常に疑問ですよ。それで、このたばこ組合のほうからの陳情、要望については行政としては回答をされるんですか、しないんですか。

○委員長（中原重信） 立石委員、先ほどお願いしましたように……（「いやいや、文書に関係しますよ」と言う者あり）これは例規集ですよ。（「例規集だけど、全般的なことを今言わないと、これは12月議会に上がった市民からの陳情ですがね、要望。文書全般をどう取り扱っているかっていうことですよ。実にいい加減じゃないですか。決裁した文書をな、1人は覚えてはいないかもしれんけど、農政課のほうはどういうふうに後を取り扱っているんですかね、今度そのたばこの関係の文書。農政課サイドは決裁して副市長、市長に上げているんですか」と言う者あり）

○農政課長（原田博明） この陳情書の陳情者の中に本市のたばこ生産者がいらっしやったということで、農政課にも陳情書が回ってきました。

農政課としても、内容を確認しましたがけれども、たばこ耕作に関してというよりも、所管する公共の施設、場所における公共喫煙場所の整備という内容でしたので、この件に関しては、特段農政課からの意見という形では出しておりません。

○9番（立石幸徳） 農政課の意見というより、決裁後は副市長、市長のほうに上げるようになっていたんですか、どうなんですか。

○農政課長（原田博明） 文書自体は総務課から合議で回ってきましたので、その内容を農政課でも確認したということです。

○9番（立石幸徳） その文書は副市長、市長には回っているんですか、決裁後は。

○総務課長（本田親行） 市長までの供覧としておりますので、市長まで回っております。

○9番（立石幸徳） 総務文教委員会ですね、総務課長並びに副市長が自ら決裁した文書を来ていませんっちゅう、その状態がな、状況が発生することはいかかなものかと思えますよ。

陳情した方々にすればですよ、自分たちがいろいろ本当に、お願いをしたいものが来ていませんとという答弁が出る、まあそれを訂正しても、一体全体俺たちが出したいろんな要望、陳情はどうなっているんだちゅう気持ちになるのは当然じゃないですか。

はっきり言って、いい加減な取扱いですよ。まあ、お1人がちょっといろいろ忙しくて忘れていたちゅうことはまだしも、総務課長、副市長とも何らそのときに、いや、その文書は同様のやつが来ていますよと、言ってほしかったですよ。

○13番（清水和弘） 今、9番委員からいろいろ指摘されていますけどね、この決裁文書については必ず確認した上で印鑑を押しとるんでしょうか。ただこう来たからいうて印鑑を押しようなことはないんでしょうね。

○委員長（中原重信） 清水委員、直接、補正予算に関する質疑をお願いしたいと思います。

（「委員長、ちょっと休憩してくださいよ」と言う者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時4分 再開

○委員長（中原重信） 再開いたします。

先ほどお願いしましたように、直接議案に関するものということでお願いしましたので、直接議案に関するものを審査していきたいと思います。

ほかにありませんか。

○9番（立石幸徳） 直接ってということで盛んにこの予算額にこだわっていますけどね、私はこういうことが起きたんなら、まあ最後にしますけど、全く同じようなことが発生したら困りますよ、市民は。今後の文書取扱いについてしっかりした見解を出しとってください。

○副市長（小泉智資） 先ほど来申し上げておりますように、実際の添付されていた資料と来た陳情書のちょっと順番が変わってたりとかしましたので、同じものじゃないというふうな判断をして、そういうふうな答弁になったということは重ねて申し上げます。

それから、実際の陳情の内容に関しましては総務課長も入った上で市長とも共有をしております。今後の対応についても陳情内容を検討した上で、またこれを今後どうしていくかということについては、市長のほうとも話を進めております。

○9番（立石幸徳） 要望しておきますよ、その陳情を出されたたばこ組合についてはですよ、議会でこういうことを指摘された、つまり先ほど13番委員からも出たようにですね、決裁した文書を忘れるちゅうことは、私どもはかなりの疑問を持ちますよ。

いや、その順番がどうのこうのじゃないですよ、要は内容ですから。その当該組合に回答をする際に、そういったことをちゃんと併せて回答をしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

○13番（清水和弘） この説明書なんですけど10ページ、この使用料及び手数料の部分なんですけどね、商工費で火之神公園プール使用料ほかというところにですね、減額63万2,000円、これはどういうことで発生したんでしょうか、内容はどういうことなんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 火之神公園のプール使用料につきましては、開設期間が短縮されたことに伴います使用料の減額です。

理由につきましては、コロナ感染症の拡大を受けまして、国のほうでも緊急事態宣言、県のほうでもそのような対応がされまして、本市においても6月補正でいろんな感染対策をしながら開設という方向で7月20日から開設をしましたが、お盆までは開設をしたところなのですが、期間を短縮して開設となりましたので、その分の使用料の減額補正を行ったというところでございます。

○13番（清水和弘） これは結局、子供たちの使用料が少なかったということなのか、その設

備を含めたその電気料とかいろいろなモーター代とかあると思うんですけどね、それを含めた金額なんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） これにつきましては、火之神プールのほうは有料でございます。小中学生が100円、高校生が210円、大人が420円、プールの使用に関わる部分だけでございます。その他のものは入ってございません。

申し上げますと、例年、百二、三十万、平成30年が138万円程度、令和元年が120万円程度、令和2年につきましては当初よりプール開設は行わなかったのですが、今回、令和3年は23日間開設しまして66万円程度の収入があったところです。予算との差額を今回63万2,000円減額したということでございます。

○13番（清水和弘） 次に、11ページなんですけど、国庫支出金で土木費国庫補助金、この部分なんですけどね、この297万2,000円、これ減額になっているんですけど、これはどういう理由でこのような、十分な工事をしたけどこだけ余ったということ、要らなかったちゅうことなんですか。

○建設課長（松田誠） 297万2,000円の減額につきましては、まずは防安全であります耐震改修促進計画策定事業であります。これが92万6,000円ですが、事業費は185万1,000円減額になっております。これの0.5掛けで92万6,000円を減額させたということでございます。

92万6,000円の耐震改修促進計画策定事業におきましては、防災安全交付金事業のうち住宅建築物安全ストック形成事業に関わる耐震促進計画策定業務委託費が確定したことにより、執行残を減額補正したものでございます。

次に、民間木造住宅耐震化促進事業でございますが、これにおきましては枕崎市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の所有者が地震により人的被害及び経済的被害を防止、軽減することを目的としております。今後も居住し続けるために耐震診断及び耐震改修に対して補助金を交付するものでありますが、申込者がいなかったことにより減額補正をしております。

もう一点、がけ地近接等危険住宅移転事業でございますが、これにつきましてはがけ地近接等危険住宅移転事業へ1件の申込みがあったものの、既存建物の除却費だけの申請であったことから除却費助成分の残額と建物助成分の計367万1,000円を減額するもので、このうち183万6,000円が土木費国庫補助金となります。

○13番（清水和弘） 結局、この最初の見積りと違ったっていう考えなんですか。

○建設課長（松田誠） 耐震改修促進計画策定事業におきましては委託費が確定したことによる執行残の減額、民間木造住宅耐震化促進事業につきましては申請されなかったということです。続きまして、がけ地近接等危険住宅移転事業におきましては最初の見積りで除却費と建物助成費を助成するんですが、今回申請された方につきましては除却をしましたけれども、新規に建物を造らなかったということで、その分は助成していないということになります。

○6番（城森史明） 末尾の農林水産施設単独災害復旧費、農村運動広場っていうのがあるんですが、これはどういう内容なんでしょうか。

○農政課長（原田博明） これは妙見グラウンド、多目的運動広場でございます。この運動広場におきまして、今年の8月の豪雨によりまして運動広場の南西側水路とフェンスが一部崩壊したため、早期の復旧工事を行わなければ被災箇所が拡大するおそれがあることと、利用者の安全な利用を図るために補正するものです。

○6番（城森史明） 要は、高土手の部分だと思うんですが、結局それで2,100万円という高額なお金が使われているんですが、あそこのり面は非常に高土手なんで単なる補修だけで済むもんなんですか、あそこの維持っていうのは。

○農政課長（原田博明） 今回の補正額でございますが、復旧工事費として425万円計上しているところです。単独補助の総額が2,100万円だったところを今回425万円追加して、2,525万円に

補正するという事です。

6番委員からあります南側の高土手というか、フェンスのあるところですが、大きな豪雨によりましてここ何年かで数か所の被災を受けているということは事実でございます。総体的には今後水路の敷設替えとかを検討しているところです。

○6番（城森史明） あそこの下のほうは市の遊休農用地になっていると思いますが、私はあそこは市の中心地でもあるし、それを含めた開発ちゅうか、そういうのが必要になってくるんじゃないんですか、その辺はどうなんですか。単なる崖だけじゃなくて、そこを含めた形で対応すべきだと思うんですが。

○農政課長（原田博明） 運動広場の敷地と下のほうに市の所有地がありますが、のり尻までが運動広場の筆となっています。

6番委員が言われるような今後の対応ということにつきましては、全庁で検討しないといけないということで、農政課からどうこうということは今のところ検討はしていないところです。

○6番（城森史明） まあ、農政課に質疑しているんじゃないくて、関連としてこれに崖の修理が入っていますので、そこをどうするのかという形で質疑していますが、副市長はどういう形でやるつもりですか。

○副市長（小泉智資） 被害の状況を含めまして、まずはその迅速な復旧ということが大事だというふうに考えていますので、まずは復旧をしてというところで、今後のことはまた所管課とも話をしていくことになるかと思えます。

○6番（城森史明） 市の遊休地の活用については日頃そういう議論はされていないんですか。結構あそこは中心地ですよ、活用度合いがあると思うんですよ、面積は結構広くて、今はつきり言って荒地地になっていますよ、草がぼうぼうして管理もされていないですよ。だから、ちょっとそれは管理をすべきじゃないですか。含めてどういう活用をするのか、その辺も日頃議論すべきことじゃないんですか。

○副市長（小泉智資） 委員のおっしゃるように遊休地自体も市内増えてきておりますので、その活用を含めまして、「いやいや、市の遊休地なんですよ、あそこは」と言う者あり）はい、そこも含めまして検討していきたいと思えます。

○6番（城森史明） まあ、併せて要望しときますが、あそこの農地も基盤整備地区なんですよ、宝寿庵のね。今はすごく耕作放棄地が増えているんですよ。ですから、あれも含めてあそこは住宅地に近いので、地目転換もできると思えますので、そういうことを含めて、ちょっとあそこは検討してほしいなと思えます。

次に、もう一つ、降灰防止関係がありますが、これどういう内容なんですか。

○農政課長（原田博明） 降灰防止・降灰除去施設等整備事業につきましてはいわゆる降灰対策事業でございます。今回、お茶の摘採機能付除灰機の整備に関する助成ということで、令和4年度に要望をしていたこの事業について、今回令和3年度内の予算枠の確保によって前倒しで予算化されるということで、今回補正を上げるということです。

事業の内容につきましては、先ほど言いました摘採機能付除灰機3台を導入するという事です。事業主体につきましては3工場が共同利用するという事で、共同利用組合を設立して今回申請したということでございます。

○6番（城森史明） 茶の機械の場合もやっぱり3団体がそろわないと降灰事業が適用されないということなんですか。

○農政課長（原田博明） 基本的に3戸以上の共同利用施設ということが条件でございます。

○12番（東君子） 16ページのちょうど真ん中になりますが、固定資産評価審査委員に5万1,000円となっているんですが、これはどういうこと出されているんでしょうか。これ委員会が開かれたということでしょうか。



○総務課長（本田親行） まず、固定資産評価審査委員会につきましては、固定資産課税台帳に登録された価格に不服申立てがあったときには審査を行うわけなんですけれども、固定資産評価審査委員会の開催経費については、これまで評価替えの年度は5回分を枠として予算計上し、それ以外の年度については2回分の開催経費を計上しておりました。

評価替えの年度に当たる令和3年度、本年度は評価替えの年でありましたけれども平成23年度以降委員会の開催がないということ踏まえて、2回分の予算、開催経費を計上しておりましたけれども、本年10月に審査の申出がなされたことから2回分の経費では予算の不足が見込まれるため、2回分の経費から5回分の経費に補正をお願いしているところでございます。

○9番（立石幸徳） 関連ですけど、本年10月に委員会開催の要求があったちゅうのはどういうことで委員会開催要求があったんですか。

○総務課長（本田親行） 10月に審査の申出がございまして、委員会自体は12月中に1回目を行う予定としております。（「11ですか」と言う者あり）12月に、（「12」と言う者あり）はい、第1回目を開催する予定でございまして。

中身につきましては、先ほど申しましたように固定資産台帳に登録された価格に関する不服の審査申出でございまして。

○9番（立石幸徳） 先月ですかね、全国紙に5回連載でですね、もう新聞名も言いませんけど、いわゆるその固定資産税について不服があって、そういう事例がある全国新聞が5回連載のシリーズで取り上げた記事がありますよ。

本市の場合の今出ている内容っていうのは当然審査会でいろいろ検討されるんですけど、どういった経緯っていいまいしょうかね、中身まで我々も踏み込むことはあれでしょうけど、どういった経緯で、今まで年度中途にこういう形で審査会が持たれた事例ちゅうか、あるんですか。それも含めて今回の10月に申出があったということ若干教えていただきたいんですけどね。

○総務課主幹兼行政係長（山口太） 先ほど、総務課長から答弁がありましたとおり、以前、平成22年度に土地と家屋についてそれぞれ1件ずつ審査申出がなされました。今回は約11年ぶりに審査申出がなされたわけですけども、これは家屋に関する審査申出でございまして。

年度途中にということでございまして、今回補正させていただいている理由は先ほど総務課長から答弁があったとおり、12月にまず1回目の委員会の開催を予定しておりますが、あと最低2回は必要だということで当初予算に2回分の開催経費しか予算措置しておりませんでしたので、不足が見込まれるということで、余裕を持ってプラス3回分ということで、3回分の委員報酬5万1,000円を補正させていただいたところでございまして。

年度途中にと申されました、22年度につきましてはたしか、固定資産税の納税通知書が5月に送付されますのでその頃ぐらいだったと思いますけれども、今回は10月に審査申出がなされましたので、開催経費が2回分しか予算措置がなされておりましたので、今回補正をお願いしたところでございまして。

○9番（立石幸徳） 私どもの感覚からいくと、そういう審査委員会を開くこと自体が極めて異例といいまいしょうか、当然、税務当局といろんな話合いも通常はなされて、その話合いの中で一応は納得があって、この審査会まではあまり至らないちゅうか、審査会を開くまでのことはないんだろうと思うんだけど、実際本市の場合も11年ぶりちゅうんでしょう。

審査会の結果といいまいしょうか、そういうものちゅうのはある意味で公表といいまいしょうか、知り得ることができるんですか。どういうことで審査会が持たれて、その結果どうなったっていうのは知り得ることはできるんですか。

○総務課主幹兼行政係長（山口太） ここで審査申出内容について詳しく申し上げることはできませんし、審査申出がなされて審査委員会での決定の内容としては、審査の申出に理由がないということで棄却する、あるいは却下、あとはその審査申出に理由があるということで認容すると

いう形、最終的に審査委員会の結果としてはそういった区分になるんですけれども、審査結果については審査委員会が開催されて、そういう結果で審査委員会が決定したということについてはお知らせというか、審査委員会の書記を私がしておりますので、その個人の情報とかが分からない形での公表というのはできると思いますけれども、基本的にはその審査申出をされた方にその結果を最終的には、審査委員会の決定内容を送付するという形になると思います。

○9番（立石幸徳） いずれにしても本市の税務当局の見解なり、そういうものについて異議が出ているという形から、この審査会ちゅうのは開かなきゃならない、こういうふうに理解するんですよね。

税務当局の評価なるものに異議があったと、これだけは確認してよろしいんですか。

○総務課主幹兼行政係長（山口太） はい、先ほどから委員がおっしゃるとおり、その評価に関するいろいろな説明というのは税務課の固定資産税係のほうでされまして、それでその上でも不服があるということで、審査申出がなされたということを知っております。

○9番（立石幸徳） 最後に、この審査会の決定についてもその異議申立者が訴訟なり、法廷に持ち込むという事例はもう全国的にはこれはあり得るんですか、最後に聞いておきます。

○総務課主幹兼行政係長（山口太） 先ほど申し上げましたとおり、最終的には委員会として棄却、却下あるいは認容、認容された場合はそれに不服があるということにはならないと思いますけれども、例えば、その審査の申出内容に理由がないということで棄却した場合には、その後は、今委員がおっしゃったような形で訴えの提起が可能になるということでございます。

○2番（眞茅弘美） 説明資料の危険空家等対策経費のところ、これ増額された理由とこの金額は何件分の助成に当たりますか。

○総務課参事（平田寿一） この危険空家の解体撤去事業補助の補正につきましては、9月議会でも補正をお願いしたところですが、その後さらに補助金申請の見込みが増加し、予算残額に対して不足する158万円の今回補正をお願いするものです。

これまでに、今、手続中のものも含めて25棟に対して補助金を出す予定になってはいますが、今後14棟の申請が見込まれていることから、不足する分を今回補正として上げています。

○2番（眞茅弘美） それから予算書の21ページ、説明の部分の高性能茶機械施設等導入支援事業、この増額の理由をお願いします。

○農政課長（原田博明） この高性能茶機械施設等導入支援事業につきましては、本市の基幹産業である荒茶生産に係る生産費用の低コスト化及び品質向上に係る機械導入に要する経費で、国及び県の補助対象とならない事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するという事で令和2年度に創設した事業でございます。

対象工場として現在、個人工場を優先的に対象としておりますが、全体の38工場中、個人工場が22工場あります。この22工場で優先的に事業を行っております。

今回、補正の理由といたしましては、現在、1,000万円の予算枠でございました。この中で、若干、予算残があったんですけれども、今回申請の事業主体の金額が予算残額を上回ったということで、来年の一番茶に間に合うように機械導入をしたいという要望があり、今回、補正予算で増額したところです。補正額が87万円で、補正後の金額が1,087万円ということでございます。

○4番（沖園強） 説明資料の2番なんですけど、交付金事業の減額補正についてなんですけど、(3)、(4)は大体理解できるんですけど、(1)のごみ収集・運搬事業従事者支援事業、これ消耗品費ですよ。当初、どういった消耗品を見込んでこういう減額をせざるを得なかったのかと。減額幅があまりにも予算額に対して大きいもんですから、どういった計画だったんですか。

○市民生活課参事（松田勇一） 消耗品の内容を申し上げます。

不織布マスクの50枚入りを200個、それからタイベック、これが防護服になりますけど300着、それから手指消毒用のエタノール、アルコールになりますけども、これ15キロ入りを32個、そ

れから衛生手袋ということで厚手のゴム手袋を500枚、あとペーパータオルを1,000個、合計の予算としまして218万1,000円を見積もったところです。執行につきましては、この枚数、個数で入札を行っております。

これら市内の物品を販売する事業所を入札の選定委員会で決定しまして、そこで入札を行い、入札の結果、その金額に落ちたということで、事業の内容の変更はないところでございます。

○4番（沖園強） 国県支出金もあるんですけど、補助事業になっているんですか。

○市民生活課参事（松田勇一） これにつきましては、説明資料のところにあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業という形で6月に補正を上げて、交付金を活用した補助事業になっております。

○4番（沖園強） このマスク、防護服、アルコール、手袋、ペーパータオル、費目の数量は変わらないということですよ。変わらないで入札効果でこういうふうになったということなんですけど、これ何がその要因になったんですかね。最初の設計単価が高過ぎたんですか、どうなんですか。

○市民生活課参事（松田勇一） 当初の見積りが高いといいますか、新型コロナウイルス感染症の関係で、マスクとか、アルコール消毒とか、そういう感染予防の用品がなかなか流通していないということも考えまして、一応こういう見積りになったということになります。

○4番（沖園強） どういった形で理解すればいいのかちょっと理解しがたいんですけど。

そうすると、国県支出金、交付金事業でなんですけど、これ国県支出金が28万8,000円ほど不用になったわけですが、これは交付金事業としては精算返納という形になってくるんですか、どうなってくるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 交付金事業全体で、予算額としては3億7,000万程度あるんですけど、交付金自体は2億弱の交付金です。一般財源を継ぎ足してその事業を賄っております。

それぞれの事業に充当した際には、大体55%程度を各事業に案分して充当したわけですが、今回大きく減額になって、予算上過充当になったものですから、その28万8,000円を事業者応援資金のほうに充当するという形で組替えをいたしております。

○9番（立石幸徳） コロナ感染の関係もあるんですけども、まず、9月補正の水産業の関係で、水産加工組合のいわゆる即売会、これに市のほうが感染予防ちゅうことで補正予算を上げていて、その即売会が実施されなかったんですよ。今度減額になっていないんですけど、これはまた3月議会あたりで減額の予定になるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 当初予定しておりました枕崎独自の即売会につきましては、9番委員がおっしゃったとおり、コロナの関係も含めてですね、やはり急遽中止せざるを得ない状況がございまして中止されました。

入札即売会というのは実施しなかったんですけど、それ以前にですね、開催に向けていろいろソーシャルディスタンスを取るような備品ですとか、そういったものも購入しておりました。そして、こちらに来ていただいて、即売会ということではなくてですね、出品用に準備してありました製品がございましたので、それらをパンフレット化して、商品の取引をするという方向で実際にされました。

入札という方式ではなくて、パンフレットといいますかチラシを見て、お互いに金額を決めていくというような入札方式ではなくてですね、相対方式といいますか、そういった形で商品を販売したいということで、実際に取引業者と交渉の上、製品を販売しております。それらの事業の整理をですね、今、加工組合のほうですしておりますので、全て落とすということではなくて、実際には入札即売会はできませんでしたが、それに代わるもの、それと、それに向けたタブレットとかそういったものを直前まで整備をして準備しておりましたので、その経費分について精算をして、3月補正でしっかりとした形で減額補正をお願いしたいと思っております。

○9番（立石幸徳） 当初の事業の補助目的がな、どこかこう変わっていくような状況では、私は具合が悪いと思うんで、今、課長が言われたようないろんなもろもろはしっかりと整理をしていただきたいと思いますよ。

それから、水産業の総務費の関係でですね、一般質問で今もう着工している大型冷蔵庫の地元効果、そういうことで課長のほうから答弁漏れといいたいでしょうか、説明がいただけなかったそのすばらしい37億の工事高の中で、地元建設業者がこの工事に当たってはこういった対応といいたいでしょうか、どういうことで工事をするようなことになっているのか、きちっと公式に説明をしていただきたいと思います。

○水産商工課長（鮫島寿文） 枕崎市漁協の新たな冷蔵庫の建設につきましては、共同企業体1社でなくて枕崎市内の事業者が共同企業体を組みまして、その共同企業体が入札の結果、落札をされております。

そういったことで、市内の事業者のほうにこういった建設事業が入ることで、おっしゃいました40億近くの工事費になりますけれども、その中でも、実は全ての工事費が36億6,000万と私、計画事業費で申し上げたんですが、半分程度が機械設備、一般質問でも答弁申し上げました青物の冷凍水産物生産のための生産ライン等の費用も含めまして、そこにつきましては機械設備ということで、県外の事業者が落札をしております。

○9番（立石幸徳） この関係を財政課長に聞きたいんですが、今までの例からいくと、たとえそのトンネルの事業であっても、本市の予算には一応は計上されるっていうのが一般的だったと思うんですけど、今度、三十七、八億のうち、3分の2が国庫補助と。その国庫補助についての本市予算上の計上ちゅうか、これが今度私は7号補正あたりに出るのかなちゅう感じを持っていたんですけど、この分はもうずっと本市の予算には計上されることはない。そして、それはどういうことからそういうふうになっていると、この点について財政課長の説明を聞いておきたいんですよ。

○財政課長（佐藤祐司） 今回の冷蔵庫の国庫補助については、今後も市の予算は通らないというふうに思っております。この件に限らず、農政のほうでも、直接、国のほうから事業者に補助がある事業というのもございますし、どういう事業が市を通して、市県を通して補助がされるのか、直接補助がされるのかというところは、事業、事業、それぞれの成り立ちというか申請の方法だというふうに思います。

トンネルの補助があるものにつきましては、事業者から市県を通して国に補助申請がなされる。今回の冷蔵庫の件については、事業者から直接、国のほうに補助申請がなされ、直接、交付決定が事業者のほうになされたものと考えております。

○9番（立石幸徳） その関連で、この冷蔵庫建設に国はさっき言った3分の2を出すわけですが、県あるいは市のほうは何らかの補助、支援をすると、そういうことは、全然、検討なり話題にはならなかったんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 一般質問でも少しお答えした部分だと思うんですが、平成30年ぐらいから冷蔵庫不足ということで課題となっていた中で、県の漁港漁場課とこの冷蔵庫建設について協議を始めたときにですね、委員がおっしゃいました県費とか、市費等は入らずにですね、直接、大きな補助事業であります水産技術基盤整備事業の中で、3分の2補助を取りに行こうと言いますか、その採択を目指して協議していこうと。

その中で、特定漁港漁場整備事業に枕崎市漁協の冷蔵庫整備を追加しようということで水産庁とも協議をする中で、側面的な支援ということで鹿児島県そして枕崎市のほうでお願いをして、計画に入れて、そして追加された事業ということで令和2年6月26日に官報のほうに追加された計画ということで公表されたところです。

そういったことで、当初の計画段階から漁協のほうでは、県費とか市費を入れずともやりたい

ということで協議がございまして、県のほうもそういった考えのもと、また枕崎市もそういった考えのもとで枕崎漁港の整備事業の計画に盛り込んで、国費を投入していただいて整備をするということでございます。

○委員長（中原重信） ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（中原重信） 再開いたします。

○13番（清水和弘） 私は説明資料のですね、3番の危険空家等対策経費についてなんですけど、先ほど、今まで25棟解体、今後14棟が予定であるということだったんですけど、それ済んだとして、あとどのぐらい危険家屋っていうのは残ることになるんでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 今現在の危険空家の棟数が68棟あります。予定どおり14棟解体が進めば、それを差し引いて54棟残るということになります。

○13番（清水和弘） 集落名を教えてください助かるんですけど、これは地区ごとでもいいから教えてもらえませんか。

○総務課参事（平田寿一） 今、手元に資料がありませんのでちょっと保留させていただいてよろしいでしょうか。

○総務課長（本田親行） 校区ごとでよろしいでしょうか。——参事のほうからございましたように今後14棟解体されると。現在68棟ありますので、その内訳について校区ごとに申したいと思います。

金山校区が9棟、桜山校区が16棟、立神校区が3棟、枕崎校区が33棟、別府校区が7棟の計68棟です。今後、先ほど参事からもありましたように14棟が解体見込みになっております。また、新たに危険空屋に認定されたりということで、その辺は変動がございませうけれども現時点ではただいま申し上げたような内訳となっております。

○13番（清水和弘） 枕崎校区は33棟ということだったんですけどね、繁華街といいますか、中心街にある危険家屋も私も見て結構あるなと思うんですけど、中心街っていいですか、この辺の空き家というのがどのぐらいあるんですか。

○総務課長（本田親行） 一概に中心街といいましても難しいところなんですけれども、枕崎校区が中心街だとすれば30棟を超えているということになります。枕崎校区が33棟になっております。

○13番（清水和弘） 私が言いたいのはですよ、駅周辺とか国道沿いですよ、はっきりその辺はカウントされていないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 細かくは分けてはいませんが、台帳を見れば分かりますので、ちょっと今から確認をしたいと思います。

○13番（清水和弘） 空家というのは本当に枕崎市の一番見苦しいとこやなと私は思うんですよ。だから、できるだけ何ていうんですか、申込みっていうのも結局、市街地のほうは少ないわけなんですかね、行政のほうから危ないから解体を進めるとかいうことはしないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 空家の所有者からの申出が主になっているんですけども、現在登録されている危険空家についても、年1回必ず全部を見て、そしてまた、その所有者等に対して適正な管理をするようにということを文書等をお願いをしています。

あと、市街地の目立つところの空家等についても、その所有者等に直接電話をしたりとか、県外にいらっしゃる方が多いんですけども、そういった形で解体に向けてのお願いをしているところですよ。

○13番（清水和弘） 33棟の中でですよ、もう要らないから処分してくれとか、そういったのはないんですか。

○総務課参事（平田寿一）　そういった話もあるんですけども、危険空家についてはないところですよ。危険空家に至らないものについては、そういったものが年に一、二件相談があります。

○13番（清水和弘）　私はですね、危険家屋を解体することによって、若い人たちがまたこの枕崎に住んでもらえると考えとるもんですからね、そういったものにつなげていこうとかいう考えは持っていないですか。

○総務課参事（平田寿一）　先ほども言いましたようにそういった申出等があった場合、そこを市が購入するとか、そういうのはちょっと考えてはいないんですけど、空家がなくなることで空き地が生まれてまた次の家が建つとか、そういった形で撤去後の空き地が減っていけばいいなというふうには考えております。

○総務課長（本田親行）　委員御指摘のように若者の定住に対しましても景観であるとか安心安全と、当然そういうことが要件になってくると思います。空家の解体につきましても、もともと本市は枕崎市空家等の適正管理に関する条例ということを法の創設前に先立って条例化しております。

まず、空家につきましては公民館の御協力をいただきながら、平成24年度に26棟ということで危険空家を認定いたしまして、その後も空家自体は減っておりませんが解体については100棟を超えております。

補助についても2,000万円を超えた額をこれまで補助してきております。今後もそういう安心安全を第一に景観等も含めて、所有者も空家等の管理については責任を持っていただいて、そういうことも啓発していきたいと思っております。

当初空家の解体につきましても、10棟以下で推移しておりましたけれども、去年の台風10号ですかね、それから固定資産税の納税通知に対して市の補助制度等を紹介したことによりまして、昨年度も23棟の解体がございました。

本年度は予算で申しますと39棟見込んでいます、所有者の意識も高まってきておりますのでさらなる啓発に努めてまいりたいと考えております。

○13番（清水和弘）　以前から本市もですよ、危険家屋じゃないけど空き家を利用した若者定住とか、そういうふうには持っていこうという考えはないんですか。

○企画調整課長（堂原耕一）　お尋ねの空き家の活用についてですが、これまでも度々議会等でも御説明させていただいておりますとおあり、空き家バンク制度を平成29年に創設いたしまして、すみません、私たまたま令和2年度の決算の資料が手元にありますので、令和2年度までの状況で申し上げますと平成29年度から令和2年度までで29件の空き家の登録をしていただきまして、そのうち21棟が契約まで結びついているところでございます。

これによりまして移住であったり、定住であったりというところで、そういったこの事業の目的が果たされているものと考えております。

○13番（清水和弘）　うれしい話とは思いますが、現在使われる空き家っていうのは何棟ぐらいあるんですか、利用可能な空き家ですよ。私は危険家屋のことで言うてきたと思うんですけどね。

○企画調整課長（堂原耕一）　過去に実施いたしました空き家実態調査等で利用見込みがある空き家という数字も把握しているかと思うんですが、申し訳ございません、ただいま手元に資料がございませんので、今ここで件数を申し上げられないんですが、先ほど申し上げました空き家バンクにつきましては空き家を登録していただいて、市内の不動産業者を通じまして空き家を活用したい方とマッチングをして活用していただくという事業になっておりますので、ある程度やはり魅力があるといいますか、住居として活用が無理なくできると申しますか、それに適した住居というところで我々のほうも選定と申しますか、判断させていただいて登録をお願いしているという状況でございます。

○13番（清水和弘） 私は危険家屋、解体数が進んでいるみたいですけどね、解体した後の再利用というのは、そこに対して若い人たちの定住とかいう、そのPRとか進め方ちゅうのはやっていないんですか。そこに補助金も必要だと思うんですけど、補助は出ると思うんですけどね、ちょっと金額忘れたけど。

○企画調整課長（堂原耕一） 危険空家の解体後の土地というところに対しての取扱いについては、申し訳ございません、まだ具体的に支援制度と申しますか、そういったものはございませんが、移住定住に向けてはこれも前々から議会のほうでも御説明させていただいているとおり、住宅確保の支援事業ということで、UターンとIターンの方々に対して、新しく住居を建てられたり、中古住宅を手に入れたり、そこをリフォームされたりといった支援制度は創設して御利用はさせていただいているところでございます。

○7番（吉松幸夫） 8号補正の件に関してですが、ちょっと確認なんですけれども、先日の本会議のときにちょっと質疑があったところなんですけど、5万円は現金と、そして国の報道ではクーポン券が5万円分ということでありましたけれども、この前の答弁のときの確認なんですけど、各自自治体で独自で現金にもできるし、クーポン券にもできるということでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 本会議でも御説明申し上げましたとおり、7番委員の言われるとおり子供1人当たり10万円の給付ですけれども、そのうち5万円は現金、そして基本的に残りの5万円はクーポン券で支給するというふうに国が制度設計をしております。ただし、今言われたとおり、自治体の事情によりクーポンで支給しないことも、現金で支給するということも可能であるというふうにされています。

○7番（吉松幸夫） 枕崎市としてはどちらの方向に行こうとしているのでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 国の制度設計では、本会議のときにあったかとは思いますが、これまでの様々な現金を給付する方式の経済対策につきましては、たんす預金というか、そういった形になっている部分も多いというふうにされています。

そういったことを踏まえて、国は5万円分をクーポン券でというふうな基本的な制度設計をしているところでございますので、本市といたしましては現在のところですね、残りのクーポンで支給するのが原則とされている5万円分につきましては、国の考えに沿ってクーポンで支給するという方向で考えているところです。

○7番（吉松幸夫） 国はそういった方向で示しているかと思えますけれども、現実、やはり地方の住民といいますか、そういう子育て世帯はですね、現物の現金を給付していただいたほうがより助かるのかなというふうに思えますので、なるべくであればやっぱり現金給付のほうに動いていただきたいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） 今、クーポン券で支給するのを原則とされている部分につきましては、現在の本市の考え方は答弁で申し上げたとおりでございますけれども、本日午後からリモートではありますけれども事業の説明会がございますので、その中で国が自治体の事情により、現金でもいいという考え方がどの程度の、例えばその自治体が山間での自治体であればほとんど店舗がないとかいうところもございます。

そういった場合の現金支給が可能だとされているのか、そこら辺の説明もあろうかと思えますので、最終的な判断というのは昼からの説明会も踏まえた上で検討していきたいというふうには考えております。

○7番（吉松幸夫） 繰り返すことになりましてけれども、なるべくであれば現金支給のほうにですね、支持をしていただいて、年末にある程度、子育て世代の手助けになるような形で進めたいと要望いたします。

○14番（吉嶺周作） 私も7番委員と一緒にですね、来年給付されるクーポン券も現金のほうを使いやすいのではないかなと思うんですけど、やはり給付額が50万だったり100万だったりした場

合、定期預金だったり貯金でも子供のためにしてやろうかと親は思うわけなんですけれども、子育て世代は特にお金を必要としますので、5万、10万というお金はすぐなくなると思うんですよ、消費されると思うので、私も全額10万現金給付というやり方でいってほしいんですが、この予算書に事務費というのが220万円計上してありますよね、これがクーポン券になった場合、どの程度の事務費になるのか教えていただきたいと思います。

○福祉課長（山口英雄） 先ほど、7番委員が言われたことについてですけれども、クーポン券で支給するのが原則とされている5万円分につきましては、国がまだ補正予算を編成しておりませんので、今月開かれる臨時国会で可決されるというようなことで、支給方法につきましては年明けの3月までの間という感じになるかと思っておりますので、御承知おき願いたいと思います。

それから、14番委員からありました件ですけれども、先ほども申しましたとおり、結局、国の基本的な考え方も踏まえながらですね、全額現金支給をしてほしいという要望でございましたけれども、本日開催される説明会等の状況等も踏まえながら慎重に検討して最終的な判断をしたいと思っておりますので御了承願います。

○14番（吉嶺周作） いや、私が今質疑をしているところは、この説明資料の中の事務経費が220万円、事業費が1億3,220万円となっているこの事務経費は220万円じゃないですか。クーポン券にした場合、このままクーポン券でいった場合ですよ、国の方針が。この経費はどのように変わってくるんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 失礼いたしました。クーポン券で発行した場合の事務経費については、まだ実際の制度の内容というのも示されておりませんので、詳しくは本日昼から説明会がありますので、そこら辺である程度示されることとは思いますけれども、報道等によりますと、クーポン券にした場合に事務経費が全国で900億円ぐらいかかるというふうにされています。

そういったことで、批判云々とかそういった御意見等もありますので、それも踏まえた上で昼からの説明会がありますので、こちらのほうに臨みたいと思います。

○14番（吉嶺周作） ですから、この事務経費が問題視されてですよ、特別給付金オンリーで行った場合、285億円程度で済むんですけど、これを特別給付とクーポン券にした場合、別途1,000億近いお金が必要とされまして、学生で困窮しているところに支援したりというような報道を見ておりますが、やはり税金の無駄をなくすためにもですね、この1,000億円を有効活用するためにも、本市は、公明党のほうが自治体に委ねると、クーポンにするか、現金給付にするかそういう提言もしておりますので、もしそうなった場合は先ほども要望いたしました、5万円の現金給付でいっていただければと要望しておきます。

○9番（立石幸徳） 私も8号補正が出ていますからね、この関係で今出ているクーポンにするか、現金にするか、いろいろ考え方があってしょうけれども、なぜ国がクーポン券ってことをですね、政策として持ち出してきたのか、この背景についてはどういうふうに理解しているんですか。

○福祉課長（山口英雄） 国が10万円のうち5万円をクーポン券で支給するという制度設計に至った背景につきましては、先ほども若干答弁いたしましたけれども、これまでの給付金の結果が、結果としてかなりの部分の現金が結局市中の消費に回らずに預金、貯蓄に回ってしまったというような分析を国のほうがしております、今回の子供1人当たり10万円分を給付するという事業につきましても、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策ということで、あくまで経済対策ということで子育て世帯に対してそういった支援をするということでございましたので、経済対策というものを考えて、国のほうではこれまでの給付金の事業の反省を踏まえて市中に経済が回るようにクーポン券で消費してもらうようにという制度設計だろうというふうに考えております。

○9番（立石幸徳） 今、課長説明であったように、要はその実際支給されたお金、あるいは商



品券でもやっぱり経済活性化ちゅうのにどっちが結びつくのかという視点も大事だと思うんですね。

そうでないと今まで国民全部1人10万円ちゅうのが本当に経済活性化になっているのか、実態としてですね。これ調査しているかどうか知りませんが、たんす預金ちゅうことでどっかに眠ってしまっていると、そういうこともあるんでしょうから、午後からの説明会でそういうやり取りがあるのかどうか、その辺はまた私どものほうにも教えていただきたいと思います。

それから、今度18歳以下の児童対象者として、30日の本会議でも言いました15歳以下の部分については児童手当のシステムと、ただ16歳以上の高校生についてですね、そういったシステムがないので申告をしてもらう。申告をする中で高校生の方々も児童手当支給対象となる金額、つまり高額所得者といいたまうか、あるいは一定の所得のある家庭の高校生にはこれが支給されないわけですね。その辺の行政からの連絡かれこれというのは高校生全員が対象になるわけではないといった面での対応ちゅうのはどういうふうに考えているんですかね。

**○福祉課長（山口英雄）** 質疑者が言われたとおり、この制度につきましてはなるべく速やかに支給ができるようにということで、児童手当のシステムを活用したというような形で制度設計がされております。

16歳以上の高校生につきましては当然児童手当の対象ではございませんので、その部分につきましては、基本的にまず高校生がいる世帯に児童手当の対象児童もいる場合もございます。こういった世帯の高校生につきましては、もう既に児童手当でその世帯の所得状況とかそれからお金を振り込むべき口座番号とかそういうもののデータは全部市が持っていますので、その部分につきましては、積極支給して構わないということです。児童手当の受給者がいる世帯の高校生については申請不要というふうになります。

残りのその高校生と同じ世帯に児童手当の受給資格がある子供がいない世帯につきましては、基本的に申請をしてもらうことになるわけですが、その中で、その後世帯の所得状況等を調べて、その所得状況によって、受給を勧奨するといった形になるかと思っております。

**○9番（立石幸徳）** 高校生以上については非常に面倒なちゅうか、簡単に作業が進まない面もありますんでその辺は事前にやっぱりしっかりした周知をしていかないと、もらえんと思っていた人が、何だ、申請したらもらえんというようなことにもなるとまたおかしくなると思っていますので、担当のほうではしっかりと取り組んでほしいと思います。

7号補正の関係ですね、少しこの衛生費の関係、コロナ対策のほうがちよっと全然今までの審査に出ていませんので、その前に予算書19ページの備品購入費ですね、50万4,000円これは何をかうんですかね。

**○健康課長（西村祐一）** こちらの備品購入費につきましては、健康センターにおいて事業を実施する際に必要となります人工知能体表温度表示器を購入する予定となっております。

**○9番（立石幸徳）** どういうものかちよっと説明していただきたいんですが。

**○健康課長（西村祐一）** 市役所の正面玄関入り口にありますが、体表温度表示器と同様のその機器の前に立てば体温が表示できる機能を持つ体温計ということです。

**○9番（立石幸徳）** 最近健康センターに行っていないですけど今までなかったんですか。

**○健康課長（西村祐一）** 今、健康センターに置いておりますのは非接触型の体温計でありまして、そういった形の体温計はございませんでした。

**○9番（立石幸徳）** 健康センターなんかですよ、1番最新型のやつを真っ先につけるとすまんような施設じゃないですかね。その辺はいろいろ検討してください。

それからその下の健康カルテ、この改修、これは説明資料ではいろいろ近隣ちゅうか市町村間で転居なんかをした場合にそのカルテが引き継がれるようになるちゅうんですけど、これは今までそういう引継ぎができていなかったんですかね、どうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 今まで、そういった近隣の市町村間で引き継がれる仕組みがなかったかという御質疑ですが、今回のシステム改修につきましてはマイナンバーによりデータのやり取りができるようになるシステムの改修でございます。

○9番（立石幸徳） もう一点、高血圧の測定業務ですね。これは3か年事業として血圧を知る、下げる云々っちゅうのがあって、これがコロナで途中どうだったか訳分からんことになって、いろんなコンビニの血圧計も下げているんですけど、高血圧の業務はどういうことをやっていくことになるんですかね。

○健康課長（西村祐一） 高血圧測定業務でございますが、150名程度ですね、3名1組で希望する市民の方にクラウドにデータを自動転送する機能がつきました血圧計を配付いたしまして、利用する市民や市のデータ送信の負担軽減につながるような形で血圧の測定もしくはデータの収集を図ろうということで今回補正をいたしております。

○9番（立石幸徳） そうすると全く新しい取組なんですか。

○健康課長（西村祐一） こちらのほうにつきましては、当初予算では上限500台の血圧計を市民の方に配付しようと考えておりましたが、先ほども申し上げましたようにデータ収集というのはちょっと煩雑になってしまいますので、クラウドのほうにデータが自動転送できるようなシステムを搭載した血圧計ということで、どうしても単価が上がってしまう関係で台数は少なくなりましたが、一応そういった計画につきましては当初のほうからございました。

○9番（立石幸徳） 最後に150人っていうのは、何か健康課のほうでいろいろ対象者を決めるんですかね、どうするんですか。

○健康課長（西村祐一） 一応対象者につきましては、周知を市民の方に行いまして募集はしようと考えているんですが、応募がなかった場合には、特定健診の受診率の高かったような集落等を考えまして、そちらのほうにお願いしようかと、それとあと、企業のほうで手を挙げていただいたところも対象としようかと考えております。

○9番（立石幸徳） 20ページのコロナウイルスのワクチン接種、1,200万ぐらいですか、これは医療機関に払う報酬というふうな理解でいいんですかね。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員の御指摘のとおりの内容になっております。

○9番（立石幸徳） この人数とその単価は変わらないんですか。何人分がこれには出ているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 単価につきましては、1回目、2回目接種と同様の単価になっております。2,070円の消費税ということになっております。

接種人数につきましては、2回目の接種が終わった方につきましては1万6,000人を超える方となっておりますが、一応対象のほうは1万8,000人程度（20ページに訂正発言あり）となっておりますのでそちらのほうを見込んでおります。

○5番（禰占通男） 先ほどのカルテ改修事業ですけど、マイナンバーカードで保険証代わりということで、それはいいんだけど、対応する医療機関、これの体制というのはどうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 今、委員の質疑されたことにつきましては今回の健康カルテの改修とは若干違うようなんですが、枕崎市内でマイナンバーカードを利用できる医療機関につきましては11月28日現在で3つの医療機関、それと、2つの調剤薬局が利用できるようでございます。

○5番（禰占通男） これを市町村間で内容を引き継ぐ、いろいろあるでしょうけど、健診結果という内容的には相当な内容があるんだけど、これ全部ですかね、それともピンポイントで、何かこう特化した情報だけなのか、その辺はどうなんですか。

○健康課長（西村祐一） ただいまの御質疑につきましては、市で把握しております全ての情報について市町村間で情報連携を行うと考えております。

○5番（禰占通男） コロナの感染拡大で、今までやってきた集団健診もちょっと病院を使ったりっていうのはありましたよね。

今年は地場センターを使ってちゅうことだったんだけど、一昨年は何か病院で受けるのはいけど今までの集団健診の内容とちょっと内容が違ってきていましたよね。

健康診断が進んで今までこう検査しなかった分までどんどん含まれてきていますよ。

そしてまた、そのたびにいろいろ改革とか変更とかありますけど、今課長が言われるようにまず全部の健診の内容と言いましたけど、それはどうなるんですか、大体何項目とか決めないで全部共有するということですか。

○健康課長（西村祐一） 特定健診の検診項目の内容につきましての変更はございません。

がん検診というのも一緒に行っておりましてそれを個人で選んで附帯して検査できるようにはなっておりますので、多分、そちらのほうで受けたり受けなかったりというのがあったりするかと思えます。

○5番（禰占通男） 一応共有すればいいんだけど、結果に対しての対応ちゅうのはどうなるんですか。個人的にもいろいろお知らせするのか。

診査結果をもらいに行くときに保健師なんかいろいろ指導したり、また異常がある方には茶封筒を渡したり、その辺の対応についてはどうなるの。

○健康課長（西村祐一） マイナンバー制度を活用した情報の連携につきましては、転居されてきた方についてのみの連携でございます。

○5番（禰占通男） 転居してくる方だけですか、出ていく方は関係ないということですか。

○健康課長（西村祐一） 御指摘のとおり、転居する方についても転居先の自治体のほうと連携を行います。

○4番（沖園強） 午前中も大分時間が押していますので、7号、8号は午前中で上げるのかな。端的にお願いします。

7号の25ページをお願いします。教育費の社会教育費、公民館費、修繕料、これ何の修繕料なのか。そしてこの場合、受益者負担ちゅうかあるんですけど、その他の財源ということで、この補助率は二十六、七%かな。その補助率の関係。

それと市民会館費の光熱水費の補正の要因、お願いします。

○生涯学習課長（豊留信一） 社会教育費のまず公民館費の補正について御説明いたします。

需要費の中の修繕料118万5,000円の補正をお願いしてありますが、これは金山地区公民館の空調機が故障をいたしまして、その補修、取替工事を行うための補正でございます。

空調機の室外機の基盤が使えなくなりまして、これもかなり年数がたっておりまして交換する機器が現在製造されていないということで、全体的な改修をすることで補正をお願いしてあります。

補正額の財源内訳の特定財源のその他の部分ですけれども90万円となっておりますが、これはふるさと応援基金からの繰入金になります。

それから、市民会館費の55万5,000円の需用費の光熱水費の補正ですけれども、こちらも市民会館の第3会議室の空調機が今年の7月に故障しまして、夏場で緊急を要したことから、同じ需用費内の光熱水費のほうから修繕料のほうに95万5,000円流用をいたしまして、修繕を行ったところなんです。

光熱水費については、まだ予算の不足が見込まれますので、以後の光熱水費の使用料等の積算をいたしまして、不足額55万5,000円の補正をお願いしたところでございます。

○4番（沖園強） その次の保健体育費は今回市民運動会が実施されないということで、この報奨費は何か市民運動会の関係の報償費なんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 報償費につきましては、社会体育施設の指定管理者候補者選定委員会

を開催するというので、その謝礼ということで計上いたしております。

○4番（沖園強） あと体育施設費の修繕料、それと学校給食センターの修繕料、2点の説明をお願いします

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 需用費のところの84万4,000円の内容といたしまして、総合体育館の器具庫の扉、こちらがちょっと故障の関係で開閉ができなくなったということです。そちらの修繕、そして、もう一つは来年国体の準備にかかりますので、その事務所の関係のパーティションを設置する、そういったところの修繕料となっております。

○給食センター所長（宮原司） 学校給食センターの修繕料でございますが、これにつきましては、12月に配送車の1、2号車が継続検査の予定で、そのときの修繕料と給食センターのエアコンの2系統がガス漏れを起こしておりました。この分の修繕、あと、炊飯器のパッキンの交換を予定しておりますのでその分の修繕をお願いしたところでございます。

○総務課参事（平田寿一） 先ほど13番委員からありました、危険空家の棟数についてですが、今後、解体予定の14棟の各地区の内訳と撤去後の各地区の危険空家の棟数について答弁いたします。

金山地区、現在9棟、解体予定が2棟、残りが7棟。桜山地区、現在16棟、解体予定が4棟、残りが12棟。立神地区、現在3棟、解体予定が1棟、残りが2棟。枕崎地区、現在33棟、解体予定が5棟、残りが28棟。別府地区、現在7棟、解体予定が2棟、残りが5棟。合計で現在68棟あるうちの14棟が解体予定ですので残りが54棟となる見込みです。

○健康課長（西村祐一） 先ほど立石委員のほうから質疑がございました予算書の20ページ、委託料の新型コロナウイルスワクチン接種、1,229万6,000円の対象者についてでございますが訂正をいたしたいと思っております。

こちらにつきましては今般、接種期限のほう令和4年2月28日から令和4年9月30日までに延長されたことに伴いまして、3月31日までの接種予定者数を見込んでおります。

こちらにつきましては、医療従事者が前回1,000人程度、65歳以上の高齢者が5,000人程度、3年度中に3回目の接種が可能となりますので、こちらの方が接種を90%行くと見込みまして6,000人の90%ということで、5,400人ということになっております。

○9番（立石幸徳） 先ほど1万8,000人と言ったから、掛け算をしてですね、金額が合わんなあと思って、もう時間がないんで、後で聞こうと思って、ありがとうございました。

○13番（清水和弘） 24ページですね、住宅環境整備費なんですけど、ここにがけ地近接等危険住宅移転事業とあるんですけど、この367万1,000円、これ何か所なんですかね。地域と戸数をお願いします。

○建設課長（松田誠） 今回申請があったのは1件の桜山校区でございます。

○13番（清水和弘） この住宅移転っていうのは、古い家のやつなんですか、どうなんですか、これは詳しく教えてください。

○建設課長（松田誠） がけ地近接等危険住宅移転事業というものでございまして、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅を安全な場所に移転する、これが目的でありまして、国県市が移転者に対して危険住宅の除去などに要する費用と新たに建設または購入する住宅に要する経費に対して補助金を交付するものでございます。

補助金の内容としましては、危険住宅の撤去及び移転に要する費用が上限額が97万5,000円でございますが、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

危険住宅に代わる住宅の建設、これは購入を含みますが、建設及び改修、土地取得、敷地造成のため金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額になりまして、上限額が731万8,000円、内訳としまして国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

○13番（清水和弘） このがけ地近接等家屋の場合、危険家屋の傾斜地の場合は、高さ何メー

トルとか、その崖から何メートルを離さなければならないとかそういう規定はなかったんですか。  
○建設課長（松田誠） 補助対象になる住宅としまして、現に対象住宅に居住しているものが第1でございます。そのほか県または市が指定した災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域であったり土砂災害警戒区域等であります。

それから県の建築基準法施行条例第3条に基づく崖、この地表面が水平面に対して30度を超える角度ないし、かつ、その高さが2メートルを超えるものが崖という位置づけになっております。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第65号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後11時59分 休憩

午後1時9分 再開

### △議案第56号 令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○委員長（中原重信） 再開いたします。

次に、議案第56号令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（高山京彦） 議案第56号令和3年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的収入において、新型コロナウイルスワクチン接種における諸検査料収益の増に伴い医業収益を1,180万円、新型コロナウイルス関連補助金の増に伴い医業外収益を7,486万8,000円それぞれ追加し、収益的支出において、消費税及び地方消費税の増に伴い医業外費用を54万円追加しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億9,061万7,000円に対し、総費用7億4,865万円となり、5,803万3,000円の損失額となる見込みです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（中原重信） それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 説明資料のどこなんですけどね、今回、コロナによる検査によって市立病院に入院された方は、大体どのぐらいなんでしょうか。

○市立病院事務長（高山京彦） それは新型コロナウイルス感染症の方ということですかね。

○13番（清水和弘） 新型コロナウイルス感染症対策のやつです。

○市立病院事務長（高山京彦） 新型コロナウイルス感染症における入院患者数はですね、今年で言えば実数で25名となっております。

○13番（清水和弘） 今年で言えば25人ということで、トータルで今まで何人なの。

○市立病院事務長（高山京彦） 昨年が10名でしたので、合計35名ということになります。

○13番（清水和弘） こういう中で、高齢者とかおられましたか。何人ぐらいおったですか、65歳以上の高齢者は。

○市立病院事務長（高山京彦） 高齢者の方もおりましたし、もちろん子供もいらっしゃいましたけれども、個別の案件については答弁を差し控えさせていただきたいんですけども……。

○13番（清水和弘） 高齢者と言うた場合に、個別じゃないんじゃないですか。65歳以上の高齢者で何名おったかという質疑なんだから、それは個別じゃないんじゃないですか。特定のものを聞いているわけじゃないわけだし。

○市立病院事務長（高山京彦） 個別での資料というのはこちらのほうには今持ってきておりませんけれども、実際、高齢者の方もおりましたし、10代の方もいた事例はございます。

○13番（清水和弘） 本市では重症化されたという話は聞いてなかったと思うんですけど、そういう方はいなかったわけですね。

○市立病院事務長（高山京彦） いわゆる重症患者等はこちらのほうではいらっしゃいません。

○12番（東君子） 関連で、市立病院にかかれたコロナ患者の中で、特に症状が重い方はいらっしゃらなかったってということなんですけど、前と比べると、何か体の調子が悪いっていうような感じで、人それぞれだと思うんですけど、後遺症っていうような感じでコロナにかかってから何かだるいんだとか、そういう患者で通院を現在もされていらっしゃる方っていう方いらっしゃるか。

○市立病院事務長（高山京彦） そういった方は、今のところはございません。

ただ、軽症で陽性者の方が入られた場合に、だんだん肺炎症状が重くなったりして、ちょっとこちらのほうでは手当が難しくなってきた方は、もっと医療設備が整っているところに搬送したということもございます。

○9番（立石幸徳） 8ページになりますかね、県の補助金な、この3つぐらい事業を書いているんですけど、その事業ごとにそれぞれ金額をまず教えてください。

○市立病院事務長（高山京彦） 感染症患者等入院病床確保事業につきましては5,652万4,000円、感染症対応医療従事者支援事業につきましては217万8,000円、ワクチンに係る個別接種促進支援事業につきましては1,439万8,000円となっております。

○9番（立石幸徳） 最後のワクチンに係る個別接種促進支援事業、これは2年度はなかったんですかね。3年度の新しい支援事業ですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 2年度はございません。3年度に新しくワクチンの接種につきまして加速させるということで、整えられた支援事業でございます。

○9番（立石幸徳） 事業の名称からして個別接種を促進するっちゃう、つまりその集団接種は適用されないんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 集団接種につきましては、本市はしておりませんので、各病院のほうで個別接種しておるということになっていきますので、市立病院のほうも個別接種の部分で支援事業を活用しているということになります。

○9番（立石幸徳） 私も現場を見てはいないんですけど、市立病院は集団接種みたいな感じでやるっちゃう話もあったんじゃないですかね。そして、私も非常にこう健康課長の説明で、これ一般質問をしたんですけど、集団接種をするのかっていうことで聞いたら、その辺も非常にこう曖昧に説明があったような感じもするんですけど、これは何でその個別接種のほうにだけこういう補助金が出るんですか。

つまり、県はですよ、ちょっとはつきり記憶していませんけど、いろんなところで、例えば体育館を使ったり、何を使ったり、とにかくワクチン接種を早くするために集団でいろいろやったところもあるじゃないですか。集団接種にはこういった補助金につかないの。

○市立病院事務長（高山京彦） 集団接種につきましてはですね、時間外とか、休日の医療機関の集団接種会場への医師や看護師等の派遣につきましては派遣元への財政的支援というのは実施されてはいます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、集団接種への補助金と、この個別接種への補助金というのは、細かい点もあるんでしょうけれども、全体的にどっちのほうが多いですか、金額として。

○市立病院事務長（高山京彦） その部分につきましてはですね、健康課のほうじゃないとちょっと分かりにくいんですけども、恐らく個別接種のほうで支援されているところが多いので、多分、個別接種のほうの手厚くされているのかなとは思いますが、その集団接種と具体的にどちらのほうが多いのかどうかは分かりかねるところでございます。

○9番（立石幸徳） さっきの事務長の説明にあったように、集団接種は、特に高齢者じゃなくて、現役世代ちゅうかな、64歳以下、平日に働く人が多いんで、そういう人のために土曜日曜とか使って、集団接種をしなければならぬ話もあったわけですね。そうすると、当然、医師のほうも、はっきり言って休みを返上して対応すると。だから、集団接種のほうはいろいろ経費的には優遇しているか、されるんじゃないんですかね。

ここは多分っていう説明ですから、また次の機会を見てこの3回目接種もありますのでね、正確に確認させていただきたいと思います。

それから、その上2つの感染症のこの病床確保あるいは医療従事者への支援事業、これは令和2年度の決算のとき9月議会で聞いて、こういった補助金をもらいながらも2年度決算が市立病院は赤字だったわけですね。

ですから、こんな補助金をもらって赤字かという質疑に、事務長のほうはこの補助金が3年度は上がりますちゅうか、増えますという説明を私は覚えているんですけど、幾ら上がってきたんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 当院につきましては、疑い患者を受け入れる協力医療機関となっておりますけれども、疑い患者専用の病床確保の単価につきましては、以前から1床当たり1日5万2,000円でありました。

疑いではない方、感染症患者の方になりますけれども、そういった感染症患者の受入病床につきましては、1床当たりが、令和2年度は1日1万6,000円でした。

今回、今年度から疑い患者を受け入れる病院、医療機関につきましては、同額の1床当たり、1日5万2,000円ということになっています。

○9番（立石幸徳） ちょっと確認ですけど、そうするとこの1万6,000円の部分が5万2,000円に上がったと、こういう理解でいいんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） そのとおりでございます。

○6番（城森史明） 今回その医療収益として8,700万ですか、それが計上されているんですが、実際、民間病院でも本業の患者が減って赤字だっているのがこの前の新聞に出ていましたが、予算の予定額と結局、その収益はどれぐらいプラスになっているちゅうことですか。予算額と、最初の予定額と比較すると。

○市立病院事務長（高山京彦） 入院収益は、上半期実績で言えば1,800万ほど落ちております。もちろん外来のほうも若干は落ちてはいますが、それから今回、医業外収益等部分の補助金、あとこのワクチン接種関係で増額ということになってはいますけれども、予定としてはですね、これから一般会計との繰入金との調整もございまして、一概にはなかなか言えないところござ

います。

○6番（城森史明） 要は、上半期でいいですが、これは上半期以降にこの収入は入っているわけですから、収入の入った時点で、その最初の予算予定と比べてどれくらい違いがあるのかということ聞いています。今後の予定じゃないんですよ。

要は、医業外収益があって収益が増えたわけでしょう。そして、その本業も予定した収益でどうなったかということよね、本業がね。本業がプラスマイナス予算と比べて今の収益マイナス収益と費用の差が5,800万ですよ。その5,800万に至った経過はどうなっているのかってことを聞いているんです。

質疑を変えますけど、本業によるコロナ以外の収入と費用、これは予算と比べてどうなっていますか。要は本業とコロナと分けて考えたときどうなっているかちゅうこと。

世間によれば本業の収入は減っているっていうことですよ、よその病院も本業の収入はコロナの影響のために減っている。どれくらい減っているのかということ。

○市立病院事務長（高山京彦） 現在ですとね、予算との比較がなかなかできていないんですけども、令和3年度と令和2年度の比較で言いますと、入院収益につきましては先ほど言いました1,830万ほど少なくなっております。

あと外来につきましては50万ほど少なくなっておりますが、先ほど言ったその他医業収益、諸検査料収益とかありますけれども、その辺で550万円ぐらいの増ということになっています。

また、医業外収益につきましては、全体で900万円ほどの増ということになっております。

○6番（城森史明） 本業では去年より1,500万ぐらい減っているけども、今回のコロナ関係の補助金等で収入が増えたために、最終的な収益と費用の差は、去年と比べて予算と比較があればいいんですけど、予算との比較はないんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 純損失部分で去年の令和2年度12月の補正時点で言いますと、1億3,491万8,000円でした。今回、純損失としましては6,440万6,000円ということで、7,000万ほどの増ということにはなっております。

○6番（城森史明） コロナで頑張った成果が現れているんじゃないですかね。結構そういう医業収益1億3,000万ぐらいいつも差があったので、これからも要望しておきます。

○9番（立石幸徳） 先ほどの続きになるんですけど、その県の補助金関係ですね、これは今度の市立病院の1号補正ではこうして全部で7,300万ぐらい出していますけど、これは年度末に向けては、当然、これからのというかな、下半期ちゅうか、この分はまた増額になってくるち見とっていいんですか、どうなんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 例えば入院病床確保事業につきましては、これまで上半期の実績が979床分を空床にしておりましたので、そこの部分につきましては補助金が交付されることとなります。

今後につきましては、コロナも落ち着いてきておりますので、10月から3月という見込みにつきましては、少なく見ておまして、100床強ぐらいの空床部分しか見ておりません。

○9番（立石幸徳） 見ておりませんと言いますが、その見込分をもう入れてあるわけ。

○市立病院事務長（高山京彦） 見込分も含めて計上しております。

○9番（立石幸徳） 最初あったように、先ほども6番委員からあったように、1号補正の時点では、5,800万ぐらい損失ちゅうか赤字。これは年度末にかけて、いわゆる国のというか、毎年度出る不採算地区の補助金とか、かれこれ歳出関係のものもありますけど、そういった例年の年度末に調整する部分を含めると、この5,800万ちゅうのは解消できるんですか。要するに黒字になるの、今度は。

○市立病院事務長（高山京彦） 先ほど7,000万円ほど去年と比較すれば増になっているということでしたけれども、これにつきましては一般会計からの負担金ですけれども、これが当初で



2,000万円は多くはもらっているところでございます。今現在で6,400万ほどの赤字ということですが、他の収益を含め計算すれば、黒字にはなるのではないかとということでは思っております。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第56号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時36分 休憩

午後1時38分 再開

### △議案第57号 令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（中原重信） 再開いたします。

次に、議案第57号令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（永江隆） 議案第57号令和3年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等による人件費について、収益的支出及び資本的支出をそれぞれ補正するものです。

第2条収益的収入及び支出のうち、支出を42万1,000円増額し、合計で4億0,267万5,000円にしようとするもので、当初予定額4億0,225万4,000円に対し0.1%の増となります。

なお、税抜きの純利益は348万5,000円で、当初予定額に対し42万1,000円減で、率にして10.8%の減となります。

第3条資本的収入及び支出のうち、支出を152万7,000円減額し、合計で5億0,908万2,000円にしようとするもので、当初予定額5億1,060万9,000円より0.3%減となります。

資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する額3億2,568万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金78万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,179万7,000円、建設改良積立金1億5,000万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,310万3,000円で補填します。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は122万6,000円減額し、1億1,173万2,000円に改めます。

以上、概略説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（中原重信） それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 建設改良152万の減額は、何の工事ですべて減ってきたんですかね。

○水道課長（永江隆） 今回の補正は、全て人件費でございます。4条の資本的勘定で割り当てている人件費分の減額でございます。

○13番（清水和弘） 関連なんだろうけど、この人件費がこの補正で122万6,000円減少したというのはどういう理由なんですか。

○水道課長（永江隆） 今回の補正は、4月の人事異動で人員構成が変更になりましたので、その分の人件費の補正でございまして、少しほど若返ってこれだけの減額となったということでございます。

○4番（沖園強） 人事異動に伴ってこういった補正が組まれたわけですけど、その資本勘定支弁職員と損益勘定支弁職員の人事異動で、年齢構成的なものなのか、何からこういうふうになったんですか。

○水道課長（永江隆） これは1人の人件費を資本勘定で編成してはいますが、その人事異動で前年度、資本勘定で人件費を支払っていた者が異動になって、新たな資本勘定に割り当てた職員との人件費の差でこれだけの減額になったということでございます。

○4番（沖園強） 資本勘定支弁職員が若返ったということなんですかね。

○水道課長（永江隆） そういうことでございます。

○4番（沖園強） 2級職が3級に2人ほど、1月1日からすると上がっているわけですよ。その今その資本勘定支弁職員は何級にいるんですか。

○水道課長（永江隆） 前年度4級職員であった資本勘定支弁職員が、今年度は3級の職員を割り当てているということでございます。

○4番（沖園強） それともう一つ、5ページのこの住居手当が増額ちゅうか増えているんですけど、これはどういう関係なんですか。

○水道課長（永江隆） これも賃貸の職員の構成が変わって、これだけの増額になったということでございます。

○4番（沖園強） 同じ賃貸だったけど、構成が変わったちゅうだけですか。賃貸から持家になったとか、それじゃないの。

○水道課長（永江隆） 職員の賃貸条件が変わったわけではなく、貸家に住んでいる職員が増えたということです。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時47分 再開

### △議案第58号 令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（中原重信） 再開いたします。

次に、議案第58号令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（永江隆） 議案第58号令和3年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等による人件費について、収益的支出及び資本的支出をそれぞれ補正するものです。

第2条収益的収入及び支出のうち、支出を175万3,000円増額し、合計で7億2,104万3,000円にしようとするもので、当初予定額7億1,929万円に対し0.24%の増となります。

なお、税抜きの純利益は4,746万2,000円で、当初予定額に対し175万3,000円減で、率にして3.6%の減となります。

第3条資本的収入及び支出のうち、支出を1万7,000円減額し、合計で4億8,824万2,000円にしようとするもので、当初予定額4億8,825万9,000円より0.003%減となります。

資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する額2億5,530万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額433万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2,115万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,323万4,000円並びに減債積立金4,658万5,000円で補填します。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は263万6,000円増額し、6,312万2,000円に改めます。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（中原重信） それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 下水道のほうも、水道と同様、人件費の関連の補正なんですけどね。人件費ってということで、水道事業は、当然、工事等の発注については枕崎市のほうがやっているわけなんですけど、この下水道事業の発注ということで事業団が発注……。

その下水道の担当のほうに資格といましょうか、長年下水道事業に携わった技術職員がいれば、その事業団に頼んでも枕崎市のほうで発注できる。この点については、どういうふうな取組をしているんですかね。

○水道課長（永江隆） 下水道等の施設、管路の更新であるとか、新設でありますとか、そういった部分については水道事業等とも非常に共通する部分があって、そういった発注については、今、下水道係に技術職を2名置いておりますけれども、そういったので対応はできるんですけれども、やはりこの終末処理場でありますとか、ポンプ場でありますとか、いわゆる下水道の専門的な技術の分野っていうのは、やはり全国的に展開している、そういった設計のいわゆるプロ集団であります事業団にどうしても頼らざるを得ないっていうのがあるので、なかなかうちの水道課のほうでそれに取り組んでいくというのは厳しい部分があるのではないかとこのように考えております。

○9番（立石幸徳） 厳しいち言っって、これはもう今まで何遍も言ったことなんですけど、事業団に頼めば、当然、事業団はピンはねするわけですから、そのマージンをです。ね。

やっぱり、市自体が、これはもう町の規模は違いますけど鹿児島市等は当然、そういう法的なものをクリアして、事業団じゃなくて鹿児島市が発注して、そういう面では非常にメリットがあるわけですね。

枕崎市もそういう下水道担当の職員も経験者を育成して、枕崎市が発注できる体制を目標に目指さんといかんのじゃないですか。それはもう全然ないんですか、もうやる気はないの。

○水道課長（永江隆） そういったことに対して具体的に今どういった取組をしているかっていうのは今のところございませんが、事業団の研修場等に下水道部署にきた職員を1週間程度研修にやったりとかは取り組んでおりますので、その辺も含めて、今後、検討していきたいというふうには考えています。

○9番（立石幸徳） 何度も言うように、もう本市の下水道事業が始まって三十数年、もう40年近くになるわけですね。その間、私もしょっちゅうじゃないけど、その都度発言して、そのたんびに今後、今後って言っていますよ。もう今後ち聞くのが、もうぼやぼやしていると20年

ばかりになりますよ、今後やりますっていうのを。そんな回答でいいんですかね。

**○水道課参事（上園秀人）** 事業団への委託のメリットですけれども、これにつきましては必要な期間だけ専門的技術者を活用できまして、資格を持った専門技術者の職員採用が要らないのではないかということと、40年近くの実績で技術的なノウハウが事業団として蓄積されているために、標準単価や見積査定によって建設工事等を適正に縮減ができ、また地域の特性に合った高い品質の施設の建設ができるということで考えています。

それで、完成時の総合試運転とか、運転開始後の運転指導や自己点検、さらには引渡時に予想されなかった機能上、管理上の不具合に対するアフターケア等も迅速にされるということ、また、専門的知識によって一般競争入札による総合評価方式による入札等も事業団ではなされておりますので、そういったメリットがあるというふうに考えているところです。

**○9番（立石幸徳）** 今、参事のほうから事業団に委託するメリットだけ言っていると、もう本市は職員を発注ができる職員養成ちゅうか、その気は全然ないちゅうふうになるんじゃないですか。

**○水道課長（永江隆）** 御存じのとおり、下水道事業会計も非常に経営的に余裕のない状況でございます。果たしてその職員を採用して、当然、技術継承をずっとしていければいいんでしょうけれども、限られたその人員の中で、果たしてそれが、そちらのほう下水道事業経営に対して費用削減効果になるのかどうか、そういったのも含めて、今後、同じ答弁になってしまうんですけども、直採用で事業を展開していくのか、あるいはいわゆるプロ集団の下水道事業団の力を借りるのか、そういったのを検討していきたいというふうに考えております。

**○9番（立石幸徳）** さっきも言ったように今後と言うけどな、いつも似たような答弁ですよ、もう何十年で。事業団のほうで、さっき言ったように全面的にいいんだとなれば、それはそれで、ただ、その法的にですよ、下水道法ではちゃんと発注できる資格、ちょっとはつきり覚えていませんけど15年ぐらいの業務に携わっておれば発注できるというような一項があったと思うんですね。

そういう下水道事業団への大きな額ですよ、数億の丸投げをするより市が発注したほうが、金額的にどれぐらいちゃんとそのメリットが出るかちゅうのは、今までも事業団への数億の丸投げのとき論議もありましたよ。その辺をきちっと事業団丸投げがいいんだという立場であれば、そういうことをきちっと示してもらってですね。それがないから我々はいつまでたっても自前の職員を養成して、市が発注したらどうかというこの論議は繰り返されるじゃないですか。それはもう近いうちに、どっちがいいんだということをはっきり教えてくださいよ。

**○5番（禰占通男）** 今の問題に関連してですけど、水道事業に対しては異動で経費が削減された。下水道になると、それから削減したかとする百何万削減されたのが二百何万だから、結局はプラスマイナス3倍ぐらいに増えたっていう意味ですよ。プラスになっているわけだから。以前は人事異動によって経費削減できたということをこの議場で答弁されていますよ。

そうした場合ですよ、ある程度こう計画的に、さっきの意見もですけど、やはり人事異動であっても、やっぱり庁内で異動するんだけど、それなりに計画を持ってですよ、こうして段階的にその経費についても考慮するとかそういうのは何かできていないんですか。何年かで見ると、そういった人事異動の経費等についても。

**○総務課長（本田親行）** 水道事業であるとか、病院事業であるとか、下水道事業であるとか、事業経営を行っていますので、人件費についてもその辺を踏まえる必要性もあるかもしれませんが、人事異動自体が個人の能力であるとか、特性であるとか、適材適所を基本に行いますので、経費のみで行われることではございません。

また、仮に異動がなかったと、何十年もなかったとします。年齢とともに給料が上がる傾向がございますので、その分でも増加していきますので、経費のみでは人事異動は行わないというこ

とで御理解いただきたいと思います。

○4番（沖園強） 企業会計に移行して、そんな長くなっていないものですから、いろいろ大変な部分もあるかと思うんですけど、この当年度純利益を4,746万2,000円見込んでキャッシュフローができています。資金期首残高から1,200万ほど期末の資金残高が減っていきますよね。減価償却費等の留保財源等の見通しはどうやったのですかね。資金計画表を今日持ってきてないものから。次年度の減価償却費の資金計画はどうだったのですかね。

○水道課長（永江隆） 企業内の内部留保でございますが、昨年度2,000万程度を見込んでいたのが、決算で4,000万ほど増額になりまして、2年度決算で6,870万ほど今内部留保資金がございます。これが、今の最新予算の補正後で6,320万ほどを見込んでおります。600万ほど減少するんですが、これはあくまでも予算ベースでございますので、まだ大分増えていくというふうに我々は見込んでおります。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

本日の審査結果については、12月10日の最終本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり、簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時4分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長

中原重信